

事務連絡
令和2年5月18日

みえ・くらしのネットワーク各会員 様
(オブザーバー含む)

三重県環境生活部くらし・交通安全課
消費生活センター班

『新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」
～命と健康を守るために～』について

平素は、三重県の消費者行政の推進にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、政府専門家会議の意見をふまえ、政府本部員会議により、本県を含む、これまで緊急事態宣言の対象区域に指定されていた都道府県のうちの39県が、この区域指定を解除されました。これに伴いまして、県としましても、31日を待たず、緊急事態措置を解除することとなりました。

県内の現状といたしましては、新規感染者発生件数は4月25日から5月18日までの期間連続で0件となっていますが、全国の状況を見ますと、5月10日から13日までの間、新規感染者発生件数は100件を下回っており、減少傾向にはあるものの、依然として新規感染者は都市部を中心に継続して確認されています。

このような県内外の状況に鑑みますと、県内においては、地域内での感染拡大、いわゆる市中感染の状況には至っておらず、感染が多数確認されている地域との人の往来について、重点的に警戒する段階にあると言えます。

このため、県では感染拡大を防止する抵抗力を身に付けながら、社会経済活動の維持・発展にしなやかに対応していく、持続可能な新しい三重県を“協創”していくため、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を取りまとめましたので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」は、下記 URL でご確認いただけます。

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

事務担当：環境生活部くらし・交通安全課
消費生活センター班 黒川、小嶋
電話 059-224-2400
FAX 059-224-3372